

島根県スキー連盟経費の支給に関する規程

平成8年11月4日 制定
平成10年10月24日 改正
平成14年10月27日 改正
平成18年10月15日 改正

(根 拠)

第1条 この規程は、本連盟規約第24条第2項の規定に基づく、経費の支給に関する必要な事項を定める。

(経 費)

第2条 本連盟の行事により支給される経費は、次のとおりとする。

- (1) 交 通 費
- (2) 宿 泊 費
- (3) 食 費
- (4) 日当及び雑費
- (5) 器 材 費
- (6) そ の 他

(活 動)

第3条 前条の「本連盟の行事」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 各種競技会、講習会、検定会、研修会及び強化合宿等
 - (2) 各種会議等への出席
- ただし、県内で催される評議員会、各種会議等への出席は、原則として除く。

(交通費)

第4条 交通費の支給は、次のとおりとする。

- (1) 各種会議等に出張する交通費は、松江駅を起点とする鉄道の普通運賃、特急・急行料金を基準とする。
ただし、地域の事情によっては、バスの実費運賃を基準とする。
- (2) 船舶は、特2等料金とする。
- (3) その他の本連盟の活動のための交通費は、車賃を原則とし、1キロメートル当たり20円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
ただし、高速料金は、実費支給とする。

(宿泊費)

第5条 宿泊費の支給は、予算の単価とする。

(食 費)

第6条 食費の支給は、一食につき、1,000円とする。

ただし、宿泊費に含まれるものを除く。

(日当及び雑費)

第7条 日当及び雑費の支給は、次のとおりとする。

- (1) 検定、講習、研修及び学校スキー教室に係る日当は、支給額の上限を次のとおりとし、年度当初に予算で定める。

ア 主任及び学校スキー教室の庶務担当者は、	祝、土曜日、日曜日	日額	4,000円
	平 日	日額	5,000円
イ その他の者は、	祝、土曜日、日曜日	日額	3,000円
	平 日	日額	4,000円

- (2) 競技大会等(1)以外の日当は、予算の範囲内で、その都度定める額とする。

- (3) 機材等の雑費は、実費支給とする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会に諮り処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。